

宮崎市ホテル・旅館等リノベーション支援事業のご案内

宮崎市では、観光客の満足度を高め、リピーターを獲得し、滞在型の観光を推進することを目的に、ホテル・旅館等が行う改修・増築の事業に対し支援する新たな補助制度を創設しました。

本事業では、事前ヒアリング、現地確認の後、審査会を開催し、補助事業として採択された事業が補助金の交付を受けることができます。本事業の活用を予定されている事業者は、「事前ヒアリング申請書（様式あり）」を8月17日（金）までにメール、郵送、FAXのいずれかで提出してください。

1 適用施設・補助対象者

(1) 適用施設

- ・旅館業法に規定する市内のホテル・旅館等
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項又は、第6項の規定に該当する営業を行う施設を除く)

(2) 補助対象者

- ・市税の滞納のない者
- ・宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者でない者

2 対象となる工事等の内容

対象となる事業は次表のとおりとします。なお、原則として、年度内に工事が完了するものとする。

項目		内容
リノベーション支援	I 工事費	改修・施設の一部又は全部で、用途や機能を変更して施設の魅力を向上させる改修工事 増築・新たな機能を追加することで既存の施設全体の魅力向上につながる増築工事
	II 設計費	リノベーション支援に係る建築工事に必要な建築設計(施工者が簡易的に行う設計は除く。)

【具体例】

- ・使用していない会議室等を、ラウンジスペースとして活用するための改修
- ・和室を洋室化するために行うフローリングの改修
- ・リゾートのイメージに合うような、施設の内外装の改修
- ・空きスペースを活用して、既存の大浴場に家族風呂を増築

3 補助金の交付額

項目		内容
リノベーション支援	I 工事費	補助率：補助対象工事経費の <u>5/10</u> 限度額：5,000 千円
	II 設計費 (加算)	補助率：補助対象工事にかかる設計費の <u>10/10</u> 限度額：500 千円

4 スケジュール

事前ヒアリング
(7月下旬~8/17)

- メール、郵送、FAX のいずれかで「事前ヒアリング申請書（様式あり）」を提出してください。
- ヒアリングの際に資料等があれば持参してください。

現地確認(~8月上旬)

- 担当者が現地を確認します。
- アドバイザー（1級建築士）が同行して助言等を受けることができます。

書類提出(~9月下旬)

- 事前ヒアリング、現地確認を受けた事業者に対して申請書類を渡します。

審査会(10月上旬)

- 審査会を開催して審査します。
- 申請のあった事業についての要件審査や補助の優先順位等を決定するための審査会を開催します。

結果通知(10月中旬)

- 事業者へ事業の採択・不採択の結果を通知します。

-----以下、審査で採択された事業者の手続き-----

補助金交付申請
(~11月上旬)

- 補助金交付申請書等を提出してください。
- 支払先口座登録手続きを行います。
- 補助金交付決定後に工事着手してください。
- 工事着手前、工事中、工事完了後を写真撮影しておいてください。

工事完了(3月末まで)

- 工事完了後は、速やかに実績報告書(写真、契約書の写し等)を提出してください。

5 その他

本事業は、平成30年度から3年間の実施予定です。この期間中に補助金の交付が受けられるのは、同一事業者に対して1回のみとなります。

6 Wi-Fi・省エネルギー環境対策支援について

本事業では、Wi-Fi・省エネルギー環境対策支援も実施を予定しております。募集開始は11月頃を予定しておりますので、改めてご案内いたします。なお、省エネルギー環境対策とは、LED照明の整備を指します。

7 問合せ・事前ヒアリング提出先

宮崎市観光商工部 観光戦略課【宮崎市橘通西一丁目1番1号（宮崎市役所 第2庁舎3階）】

電話：(0985) 21-1791

FAX：(0985) 20-2132

E-Mail：17kankou02@city.miyazaki.miyazaki.jp

担当：定宗（さだむね）